

平成 26 年度第 2 回茨木市立保育所の民営化
に伴う移管先法人選考委員会

議事要旨

- 1 日 時 平成 26 年 4 月 28 日（月） 午後 6 時 28 分～午後 7 時 20 分
- 2 場 所 茨木市役所 南館 3 階 防災会議室
- 3 出席者（順不同）
 - (1) 選考委員会委員（◎は委員長）
和田委員、椋本委員、柴田委員、富賀委員、◎小田委員、新野委員、
赤土委員、松岡委員、岡委員、吉村委員、楚和委員
 - (2) 事務局
佐藤こども育成部長、中井保育幼稚園課長、小西保育幼稚園課民営化担当参
事、吉田保育幼稚園課長代理、前田保育幼稚園課管理係長、北川保育幼稚園
課副主幹、窪田保育幼稚園課副主幹、西田保育幼稚園課職員
- 4 傍聴者 3 人
- 5 案 件
 - (1) 移管先法人募集要領（案）について
 - (2) その他
- 6 発言要旨

委員長： ただ今より、第 2 回の選考委員会を開催させていただきます。
本日の会議につきましては、両保育所の委員会の合同開催という形に
させていただきます。なお、本日の会議は、委員全員にご出席をいただいておりますので、
成立いたしております。
それから、傍聴の方についてですけれども、今回は、募集要領関係の
審議ということになりますので、既に 3 名の傍聴の方にご入室いただ
いておりますので、ご報告申し上げます。
それでは、早速審議に入ります。
本日の案件は 2 つですが、「(1) 移管先法人募集要領（案）について」

を議題といたします。

募集要領につきましては、前回の会議において、一旦決定しておりますが、事務局から、その一部について修正の提案がございました。

事務局から、その背景並びに修正の内容につきまして、ご説明をお願いいたします。

事務局： まず初めに、前回の選考委員会におきまして、募集要領（案）を決定していただいたにも関わらず、再度、募集要領（案）をご審議していただくことになり、委員の皆様には、大変、ご迷惑をお掛けいたしております。心よりおわび申し上げます。

また、本日も、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

この度、再度、募集要領（案）をご審議していただくことになりました背景といたしましては、本市におきまして、これまでから市内事業者の育成、支援に取り組んでいること、また、市民の貴重な財産である土地、建物等は無償で貸与または譲渡することなどを考慮し、民営化の基本方針を踏まえつつも、市内法人を優先的に取り扱う方法がないかという課題を有しておりました。

しかしながら、事務局の調整不足でございまして、昨年度と同様に、その方策を示さないまま募集要領（案）をご提示してしまいましたので、再度、ご提示させていただいたものでございます。重ねてお詫び申し上げます。

この度、その方策を盛り込んだ募集要領（案）を、ご審議いただきたく存じますので、大変ご迷惑、ご苦勞をお掛けいたしますが、よろしく願いしたいと思っております。

なお、修正内容につきましては、担当の小西参事からご説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

事務局： それでは、「募集要領（案）の修正部分について」、ご説明をさせていただきます。

「募集要領（案）」をご覧ください。

まず、1ページの「Ⅲ 応募資格・条件」の部分に、「なお書き」を追加させていただいております。

追加した内容といたしましては、募集要領の7ページの「Ⅶ－2－(1)」に示す「申込期間」のうち、平成26年5月1日、木曜日から同7日、水曜日までの間につきましては、茨木市内に法人本部を置く社会福祉法人からの応募の意向を優先的に受け付ける期間とし、その期間内に市内法人で、かつ、児童福祉施設を運営する2つの法人から応募の意向

があった場合には、市外の社会福祉法人の募集を行わないとするものでございます。

その理由といたしましては、先ほど部長からも少し触れていただきましたが、本市では、これまで市内事業者の育成、支援に取り組んでいること、また、市民の貴重な財産である土地、建物等が無償で貸与または譲渡することを考慮いたしまして、これまでから本市の地域福祉や保育行政の推進をはじめ、本市の発展に寄与していただいている市内法人に対して、優先的な取り扱いをさせていただきたいというふうに考えております。

一方、これまでの民営化におきましては、移管先法人の募集にあたり、応募法人が1法人しかなく、競争原理が十分に働いていないのではないかという課題がございました。

また、市内法人に限っては、社会福祉事業を営む社会福祉法人であれば応募を可能としておりますが、保護者の方からは、市内法人であっても児童福祉施設を運営する社会福祉法人の応募に限定していただきたいというご意見もいただいております。

しかしながら、市内の法人の募集にあたりましては、これまでの実績を踏まえるとともに、認可、指導、監査の権限を本市が有していることなどから、十分に連携・協力できる体制が整っており、市内法人はこれまでどおり、社会福祉事業を営む社会福祉法人であれば応募を可能としているところでございます。

これらを総合的に考慮いたしまして、市内法人の優先的な取り扱いをするにあたり、留意しないといけない事項といたしましては、1点目が、競争原理が働くこと、2点目が、保護者の方の不安感、また子供たちへの影響を考慮すると、この2点を十分に勘案することが必要であるというふうに考えましたので、優先的に受け付ける期間内に、市内法人で、かつ、児童福祉施設を運営する2つ以上の社会福祉法人から応募の意向があった場合のみ、市外の法人を募集しないということにしたいというふうに考えております。

また、この期間内に、児童福祉施設を運営する2つ以上の社会福祉法人からの応募の意向がない場合は、基本方針及び募集要領に基づきまして、北摂7市3町に法人本部を置き、かつ、児童福祉施設を運営する社会福祉法人を募集したいというふうに考えております。

さらに、その周知につきましては、直ちに市のホームページにおきまして、その旨を公表し、市内法人以外からの応募の意向も併せて受け付けたいというふうに考えております。

なお、これまでの民営化の事業評価におきましても、市内法人や保育所を運営する法人に対して、何らかのインセンティブを与えても良いのではないかとのご意見もいただいておりますので、市内法人に対する優先的な取り扱いをご提案させていただいたものでございます。

この度は、大変、ご迷惑をお掛けし、困惑されたかと存じます。

心よりお詫び申し上げます。誠に申し訳ございません。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

委員長： ただ今、事務局から募集要領の「Ⅲ-1」に関連して「なお書き」を付すという内容の再審議の提案及びそこに至った背景のご説明、それから、そういった手続上の段取りのミスがあったということについてのお詫びがございました。

ご提案の趣旨、内容については、そもそも競争性の確保という点と、それから市内法人に対する配慮という、やや矛盾する2つの要求を調整させる内容の一文を追加するという形になっております。

こういう修正をすることの妥当性そのものも含めまして、ただ今のご提案について、ご意見がございましたら、あるいは背景の説明に関するさらに詳細なご質問などがございましたら、各委員からご発言いただきたいと存じます。いかがでございましょうか。

A委員： 質問が1つございます。今の5月1日から7日の期間は、市内に限るとするのですか、それとも市外からの応募も、この期間であっても受け付けするのですか。

事務局： 5月1日から7日間を優先的な募集期間としますので、応募用紙などの配布は、特に、制限を設けませんけれども、1週間ということもあって応募用紙を提出していただくところまでは、まずいかなと思いますので、7日を待った後に、直ちにホームページの方に公表しまして、市外法人の募集をするのか、どうかの旨はしっかりと周知をしてまいりたいと考えています。

また、応募用紙を取りに来られた法人の皆様には、しっかりとそういう説明をさせていただきますし、今回、ご案内をさせていただくときにその一文をしっかりと明記して、社会福祉法人の方にご案内をさせていただきたいというふうに考えております。

その7日間の中に、応募の意向をお聞きするのは、市内法人ということになります。

B委員： 今回の「市民の貴重な財産である土地、建物等無償で貸与または譲渡することを考慮」というあたりは、すごく茨木市民として大事なことだと思います。

その次の「市内法人から応募の意向がない場合」、これについても、もし応募がなかったときに、市外法人から募集するという流れは理解できます。

ただ、去年の応募を見たときに、1か所しか応募がなかったときがあったわけで、もし、茨木市内の法人が1か所で保育所運営してない法人で、市外の法人が保育所運営しているとなったとき、その2か所、天秤にかけたときに、法人を選ぶときはトータルで選ぶので、児童福祉に取り組んでいる実績、保育内容の質や保育士さんの労働条件とか、色んなことを加味できる場合もあれば、また、実績がない場合、経営面で見るとか、経験ないところはこういうふうにしますなどの意向のプレゼンテーションを受けて判断していくので、選考するときに、責任の重さを感じます。

私としたら、公立保育所が培ってきたスムーズな運営、実績が引き継げるのかなどの不安感がある中で、やはり保育内容の質というのは、親御さんの思いもあるし大事です。色んな角度から経営面、実績、そういうところから判断もしたいと思います。

公立保育所が民間委託される時の連続性、5年間引き継ぐという重みというところには、例えば、人権保育だとか、障害児保育があり、本当に、大事にしてほしいです。

公立保育所として取り組んできた保育内容の質も含めた時に、行政の関与も入れていただきながら、やっぱり、色んな条件を天秤に掛けながら決めていくという懸念が去年やっていてあったのです。

だから、「なお書き」がありますけど、保育の連続性とか、保育内容の質というのは、経験がない場合は、ちゃんと行政が関与して行って、保護者の思いを受けとめて、見守っていくことも考えていただきたいと思います。そのあたりを懸念しました。お願いします。

事務局： 前回、第1回の選考委員会の中で、少しお話をさせていただいたと思うのですが、もし、そういう1法人しかいない場合でありますとか、何か気になるところがあるという形で、選考委員会の委員の皆様がご判断された場合には、附帯意見を付けていただきながら、市がしっかりと責任を持って管理をしていくということでご説明をさせていただきましたので、しっかりとその辺を十分に組み込んでいきたいというふうに思っていますのでよろしく願いいたします。

C委員： 意見になるのですけれども、この課題の解決に対しては、すごく理解はできます。

茨木市として、財産を無償で譲渡するというところに対して、市内の

法人さんに限りたいというのは、よく分かるのですが、その課題解決に対する、その後の影響範囲というのが、もうちょっと議論の余地があると思っています。

実際の募集要領（案）というのは、今、出てきたものじゃなくて、1年半かけて、保護者の方々の意見をずっと吸い上げて、質問があれば全部まとめて、保護者の方々の不安点というのを全部、反映された形で、この案が出されているものだと思います。

前回、私が、特に何の意見も出さずに通したのは、そういった背景があったからこそ通したと思っています。

そういう前提があるということを理解した上で、今、この時期に、一見すると保護者の観点で選べる法人さんの幅が狭まったという形で、今の時期に通してしまうと、今まで築き上げてきた保護者の方々からの信頼というのをちょっと失うと思います。

確かに、市の財産というのは、お金とか物というのは、すごい財産だと思うのですが、今まで、茨木市や保護者の方々に築き上げてきた信頼というの、私自身は財産だと思っていますし、そこは、すごく大事にしたいなと思います。

実際、法人さんと10月になったら一緒に保護者と茨木市と三者協議会が始まっていくと思うのですが、そのタイミングになるとやっぱり、お金とか物とかっていう話になって、結局、人と人との関わり合いだと思っているので、特に、そういう信頼関係がないと絶対うまくいかないと思います。

そういうこともあって、やっぱり、この時期に、この案を通すというのは、ちょっと影響範囲が大きいと思いますので、そういうところも踏まえて、検討していただきたいと思います。

委員長： 大変、ごもっともなご意見と思います。

ただ今のご発言に関連してでも結構ですが、他の委員さんからはご意見ございませんでしょうか。

D委員： 今、C委員が言われたように、前回、出た案は、保護者の方は見られているわけです。

今回、出てきた案については、実際、今、選考委員の私たちだけで、保護者の方は目を通されていないという現状があって、前回の14日から、この2週間間に、これが付け加えられて、非常に、募集が3日後に迫った中で、この性急な決定であるかなというのはすごく感じています。

今まで、前回の案でやって来られてきたわけで、今回、一見するとな

ぜ、こういうことを急遽、付け加えるのかと、流れ的に、前回の第1回の委員会、そして、この2週間後の委員会で、付け加えなければいけなかった理由は何かあるのかなと公開した場合に、指摘を受けられかねないかなというのは正直感じます。

それが他市を排除するということがあると思うのですが、それが、すごくあからさま過ぎるのじゃないかとか、手を挙げようとしている法人さんもあると思いますし、本当に、今日の3日後の、この募集期間ですから、もう差し迫っている中で、この議論で何とか決定していかなくちゃいけないのかなというは思っています。

ですから、そういう意味では、本当に保護者の方に見せてない中での今回の決定ということに、すごく責任を感じているところです。

あと1つ質問ですけど、5月1日から7日という日付は、はっきり書いてあるのですけれども、仮に、どこも応募されなかったり、複数ではなく、1つだったり、追加の募集をされる場合の期限というか、日付は設けておられるのですか。

事務局： 1日から23日までが、応募期間というふうに設けております。

D委員： 5月23日。それは7日までは書いてあるのですが、ここに明記されてないと思うのですが、明記されていなかったか。

事務局： 7ページの「VII-2-(1)」に「申込期間」というのがございます。

D委員： すみません。そのあたりが、ちょっと、すごく7日までが強調されて、いかにも、ここで何とか決めたいという募集側の意向が、何となく見え隠れするところはあるかなとちょっと思います。

委員長： ありがとうございます。これまでの調整の中で、この時点で急に案文が変わることへのご懸念ですけれども、その点については、市としては、どのようにお考えでしょうか。

E委員： 委員であり、また、市の立場を踏まえての委員でございますので、本来的には、前回に、こういうことが議論されて、私からこういうことを発言しないとイケない立場であったと思っております。

市内法人優先というのは、やはり、事務局からもありましたけど、全て、我々の行政サービスもそうですし、財産も市民の税金から成り立っているというのが基本的にはあると思います。

税金を納めていただいて、財産を取得したり、行政サービスを行っていると、そのことによって、市内の経済活動であれば、企業に返すことによって、経済的な活性化の面もありますし、当然、税金を納めていただいて、また、税金を返していくような、市内循環という、こういう貴重なサイクルを、貴重な形で返していきたいと思っているのが、基本的

な考えであります。

本来は、前回のときに、こういうことを申し上げてと思ったのですが、ちょっと抜け落ちてしまったというのは、申し訳なく思っております。一定、このやり方でも、競争性の確保はできるのかなと思っておりますので、今回、提案させていただいたという趣旨でございますので、ご理解願いたいと思っております。

F委員： 否定ではなく、私は、これでいいと思っている立場の方なのです。

多分、皆さんも、最初に説明をいただいたかと思うのですが、それに関しては、保育所で説明を受けたときに、小西さんに意見をさせていただきました。

市内法人を優先で、市外はご遠慮いただくような感じの最初、案だったと思うのです。

それに関して、保護者の立場としては、それはどうなのだろうという意見をさせていただきました。今回、提案というか、出た（案）のがこれになるのですが、市が、言っている財産ということも、すごく分かります。

茨木市の土地であり、建物、市のものなので、言いかえれば行政のものなので、市民のものだからと言っているのも分かりますし、ただ、保護者として譲れない部分もあったので、それに対しての意見も言って、寄り添った形で、今回、こういった案が出ていると思っておりますので、今回、これで進めていただいても、特に問題はないと思っております。

委員長： ありがとうございます。保護者の意見に寄り添ったというのは、児童福祉施設を設置する法人という限定がついたという、そういう意味ですね。

F委員： そうです。最初は無かったのです。

それを、やはり児童福祉施設を運営しているところを主に優先してほしいという意見を言わせていただきまして、それに対して、大分、寄り添って、児童福祉施設に関して重点的に募集というか、応募できるようにしてほしいということに関して、寄り添っていただいているので、特に、これに異議もないですし、確かに、今さらながらはありますが、市が言っていることも理解はできますので、それで特に問題はないです。

D委員： 先ほど、申し込み期間が5月23日時点で、仮に、どこも手を挙げるところがない場合はどのように。

事務局： 前回の選考委員会の中で、2週間、大体14日程度を過ぎた時点で、応募が全くない場合は、もう一度、再度、周知をさせていただきます。

その時点で、応募がない場合については、また、1週間程度、期間を

延長させていただいて、募集について、今度は、電話なりをさせていただいて、実際に、意向確認というのを行っていきたいというふうに考えております。

できるだけ競争性というところを働かすために、複数の法人の募集をさせていただきたいというふうに考えています。

どうしても、最終、1週間、延長した場合でも、1法人になった場合につきましては、選考基準に基づいて選考していただきたいということをお願いをさせていただいているところでございます。

D委員： この前、保育所の方に来ていただいて、お話をさせていただいたときも、C委員が主におっしゃっていたのですが、ここで決めることは、今、この保育所の問題だけではなく、これが、来年度、再来年度以降、ここだけの内容ではなくて、引き継がれていくものだから、やっぱり可能性を色々、予想して、何か漏れのないようにというような話をしていたので、今回は、もし、これでいけたとしても、今後につながる来年度、再来年度も、ずっと影響する話でもあると思います。

委員長： 来年度も移管予定がありますので、その点を考えると慎重に今日の議論は、進める必要があると思います。

各委員からのご意見をいただいた上で、議論を尽くして、しかし、一方では、募集期間も3日後に迫っておりますので、何らかの決定を、本日の委員会で行わなければならないという要請もでございます。

決定に先立って、各委員さんから意見、ご質問などございましたら、徹底的にご発言していただきたいと思いますが、他の委員からはご発言ございませんでしょうか。

G委員： 今まで選考委員をさせていただいて、茨木の法人の対象の方は、すばらしいところが多かったと思います。

市内法人に限って募集されても、また、手挙げていただくところは、相当、優秀なところが応募されると思いますので、きっと、茨木に限って、皆さんが、心配されるようなことは起こらないのではないかと思いますので、茨木に限って、まず、募集されて、市内に、今まで、ずっと茨木市民のためにやっておられる保育園を優先されるというのも、一つ、いいのではないかと、苦肉の策だというように思います。

それで、私は、この改定案でも、よろしいのではないかと思います。

委員長： 市の再提案をご支持されるご意見もでございます。

また、先ほどから、一方で、来年度のことと考えて、変更するのは、慎重にというご提案もでございます。

ただ、ご意見として共通しているのは、市の財産ですので、出来るだ

け、それを市内の法人にということです。

そういった限定を付けることによって、一方で、選考委員会などで、選択の幅が狭まらないかという懸念もあろうかと思うのです。

そういう点も考慮いただきまして、ご発言しておくべきことは、ございませんでしょうか。

D委員： 先ほど、茨木市内の法人であれば、児童福祉施設であれ、社会福祉法人であれ、管理下にあると、逆に、他市の法人さんが、民営化対象の法人になった場合の監督・管理は、そちらの市の管轄になるのですか。

事務局： 施設がある市町村での管轄、保育所は、施設があるところでの管轄になりますので、施設の指導監査というのは、茨木市内にある施設ですと、茨木市が行います。

ただ、法人の監査というのもございまして、その法人の監査については、他市に、またがっている場合は、大阪府が所管、都道府県に、またがっている場合は、近畿厚生局というという形になります。

施設は、市が、しっかりと監査をさせていただくということになります。

C委員： この民営化に関して、私は、保護者の皆さんのアンケートも吸い上げたりして、色々、中身を見させていただいているのですが、その内容を見て、ちょっと客観的に思ったことを発言しておく、この民営化どうのこうのって、保護者の方々は、賛成も反対もなく、基本的に変わりますという事実を突きつけられた状況から始まってますと思っています。

その状況で、第1回目の民営化の説明会のときって、結構、悲惨なもので、矛先が、茨木の方に向かって、何でこんなことをするんだとか、市のやり方って間違っているのではないのという意見も結構、出ていました。

その後に、吸い上げたアンケートの中身も、保護者の方々からは、我々が選考委員になる前は、民営化委員として、茨木市とコネクションを繋いで、やっていたのですが、茨木市の回し者か、みたいな形のアンケート結果もあって、結構、保護者の方々って、やっぱり突然、何の不満もないところに変化を求められると、ものすごく、反発する状況に陥るのです。

実際、そういうことを体験している身からすると、やっぱり、この時期に、内容自体は、全然、僕は問題ないと思っているのですが、この今のタイミングで、保護者の方々に周知していない、この時期に、この決定をすること自体が危険だと思っています。

そのリスクを排除するというのを考えたときに、やっぱり、今、この選考委員会で決定してしまうと、今度は、選考委員の方にも矛先が向いてくるんじゃないかという懸念もあるのです。

本当に、そうなってくると、どんどんどんどん悪循環になっていって、本当に、正しく選考できているのというような懸念を、保護者の方々が抱いてしまうと、それこそ悲惨なことになると思っているので、やっぱり、もうちょっと、この内容を周知して、まず周知ですね。

周知して、意見を吸い上げて、その上で通す分には、私は、全然、問題ないと思うのですが、この時期に、このタイミングでいきなり通すこと自体、やっぱり影響範囲というのを、もうちょっと皆さん考えていただきたいなど、そこだけは、ちょっと強く思っているところなので、その意見だけは、ちょっと、ここの中で発言させてください。

委員長： はい、ありがとうございました。

保護者への説明に関しても、ご心配をいただいているわけですがけれども、その点に関しまして、今回、もし、修正が行われたとした場合、その影響に関して、市の方では、何か対策はお考えでしょうか。

事務局： 保護者の皆さまには、説明をしっかりとさせていただきながら、こういう変更の部分について、保護者委員の皆さまに矛先といいますか、責任というのは、今回、茨木市が提案したということで、会議録の方にもしっかりと残していきますし、これを公開していきたいというふうに思っております。

また、こちらの方からご提案させていただいて、こういう形で変更しましたということで、その必要に応じて、しっかりとそのあたりも説明会を開催させていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長： この場でのご懸念も含めて、ご意見は、今、ご説明がありましたように会議録が公表されますので、各委員が、どういうスタンスでご発言されたか他の保護者の方々も見ただけのことになろうかと思ひます。

また、事務局に対しましては、手続的に、そういう不安をもたらすようなことになりましたので、このようなことが二度と繰り返されないように、委員長からも強くお願ひをしておきたいと思ひます。

一方で、来年の4月に移管されるということ自体は、既に、決まっております、出来るだけ幅広い選択肢の中から適切な移管先が選ばれるようにする任務もございます。

そういった点を考えますと、今日で決めるのではなく、より慎重に、時間をかけてというご意見も、非常にごもつともではありますけれども、

できるだけ早く募集をして、選考を夏までに終えないと、年度の後半は、引き継ぎの作業に入りますので、今日の委員会で、募集要領の内容については、色々のご意見もあろうかと思いますが、最終的には、決めさせていただきたいと思っております。

その決定に至る間に、色々なご意見があろうかと思っておりますので、本日議論を尽くしていただきたいと思っております。

それに伴う、色々なご心配が、保護者会の中にあるとすれば、また、市の方からの詳細な説明なども、尽くしていただきたいというふうに、お願いしたいと思っております。

こういった前提の上で、案件1の審議を進めたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

H委員： もう少し時間をかけて、慎重に意見を求めてという、それは、そのとおりであるし、また、そういうふうにできれば、それにこしたことはないというふうに私も思います。

ただ、そういう経過を踏んでも、やはり、答えとしては、今日、提示されている、この募集要領の内容に、恐らく落ちつくであろうということは想定できる場所ですので、その辺のことについて、保護者の方に対して、行政の方から、この経過をしっかりと説明をすると、正しく、丁寧に説明をするということをしっかりやってほしい。

それをやっていただければ、今、委員長がおっしゃるように、ここで決するということについては、別に、大きな問題が起こるということはないのではないかとこのように思います。

I委員： 絶対スケジュールはずらせないのでよね、今さら、例え2週間とかでも。

委員長： 応募される方の書類の作成の時間もございますし、何よりも移管先決定後の引き継ぎ保育、これに十分な時間を確保しないといけないと思います。

それを考えますと、募集が遅れるというのは、応募先そのものが少なくなる懸念もあって、ぜひ、本日、募集要領そのものについては決定を見たいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

C委員： 一応、確認なのですが、選考委員会自体、この募集要領を決定する決定権はないと思っておりますのですが、あくまで意見を上げるだけで、最終の決定者は、茨木市だというふうに伺っているのですが、その土台を皆さん合わせませんか。

委員長： 決定するのは市ですね。

事務局： そうです。

C委員： その意見を我々は言って、その意見を反映するか、どうかの最終決定も、茨木市によって決めると、だから、あえてこの場で言うてしまうと、これが、今、ここで決定したとしても、実際は、書き換えられてしまう可能性もあるし、別に、あくまで意見としてあるだけなのですよというところだけ、実は、つい2週間前まで、そういう考えが全然なかったのも、そこだけちょっと、皆さん土台を合わせといた方がいいかなと思います。

委員長： 募集要領はこうあるべきだというご意見をこの場で決めるということです。ですので、本日提案されている、この修正案の文言に問題があるかないかというお諮りするにあたって、もちろん、この「なお書き」をやめて、元に戻すべきだというご意見もあり得ると思います。いずれにしても、どういう募集要領で市が募集をするのか、その案文についての意見を、当委員会で決めるということです。

今、市の方から提案されております、募集要領（案）の1ページから2ページにかけて、こういう文章に問題があるかないか、あるいは削除すべきかどうかということですが、けれどもいかがでしょうか。

これでいいというご意見が多ければ、多少の文言の修正はあるかも知れませんが、5月1日から7日までを市内法人優先、ただし、児童福祉施設を設置しているものに限るという趣旨なのですけれども、そこは変えずに、こういう文言の修正を加えることに、全ての委員さんからご賛同いただけるのであれば、その旨を確認したいと思います。

一応、決を採ったほうがよろしいでしょうか。

D委員： この案で、私も全然、異議はないのですが、先ほど言ったように、1日から7日に優先的という部分が、「なお書き」のところだけでなく、最後の「Ⅶ 申込及び申込用紙の配布等」の「2 申込期間及び場所」の「(1) 申込期間」のところにも記載した方が親切なのではないかなと、ちょっと私がちょっと感じたところです。

委員長： ご提案いただきましたのは、現在の募集要領（案）の「Ⅶ-2-(1)」の最後に、「なお書き」の部分を再掲として、もう一度、追記すること。確かにその方が、応募する方にとっては親切かなと思います。

それでは、委員会として、決を採りますが、事務局、決を採るときの規定がありましたね。

事務局： 前回、お配りさせていただきました資料8です。

委員長： 委員会規則の第6条の3項で出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとなっております。

それでは、お諮りしたいと存じます。

本日、事務局提案の募集要領（案）の修正に、小さい修正はあるかも

知れませんが、その修正の趣旨に、ご賛同いただける委員の挙手を願います。【賛成 10】

それでは、修正すべきではないという委員さんの挙手を願います。【反対 1】

以上の結果ですので、この委員会としては、本日、事務局からご提案いただきました募集要領が適当であるという結論に至りました。

5月1日からの募集ですので、速やかに、最終的な文言の調整をした上で、募集の作業に入ってくださいようお願い申し上げます。

それでは、案件の「(2) その他」に移ります。

何か、予定のものがございませうでしょうか。

事務局： 本日は、募集要領（案）について、再度、ご審議をいただくことになりまして、大変ご迷惑をお掛けしておりますことを、改めて、お詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

また、様々なお立場から貴重なご意見を賜り、本当に、ありがとうございます。ご参考にさせていただきたいというふうに考えています。

それと、先ほど、委員長からも、当選考委員会としておっしゃっていただきましたように、選考委員会の透明性、それから厳格な審査に影響を及ぼすことがないよう、今回の教訓を真摯に受け止めまして、今後、適切な対応に努めてまいりたいと考えておりますので、ご協力をよろしく願います。

それから、今後のスケジュールでございませうけれども、本日、審議いただきました募集要領に基づきまして、5月の1日から23日にかけてまして、移管先法人を募集したいというふうに考えております。

次回の選考委員会でございますけれども、日程調整の結果、道祖本保育所は5月13日火曜日、それから中津保育所は5月14日水曜日、次回以降、それぞれ個別に、選考委員会を開催させていただきたいというふうに考えております。

なお、時間は、それぞれ午後6時30分から、場所は、この場所にて開催をさせていただきたいというふうに考えております。

今、集約をさせていただいた結果ではありますけれども、ご都合の悪い方がいらっしゃいましたら、お知らせをいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、また、改めて、後日、正式なご案内を各委員に送付させていただきますので、よろしく願います。

以上でございます。

委員長： それでは、以上をもちまして第2回の選考委員会を閉会させていただきます。

本日は、ご協力、誠にありがとうございました。